

令和 2 年 2 月 7 日

経済産業省経済産業政策局企業会計室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)」に対する意見について

今般、標記案(令和元年 12 月 26 日公表)に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見・理由等
1	P13 4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(2)前提となる環境整備	「会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策」とあるが、実務的な目線やシステム基準がないと対応が難しいのが実情である。法的考え方において、「会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議又は決議に参加できなかったとしても、決議取消事由には当たらないと解することも可能」とあり、また、「決議の結果が変わらなかったといえる場合は、手続違反の瑕疵は重要でなく、かつ、決議に影響がないものとして、取消しの請求は裁量棄却(法831条2項)される可能性が十分ある」とあるが、決議取消事由に当たらない、もしくは裁量棄却につながる可能性が高いと思われるサイバーセキュリティ対策の具体的な例を示していただきたい。
2	P14 4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(2)前提となる環境整備	脚注欄12に、通信障害の問題が株主総会決議の取消事由に当たらない場合について、「会社に悪意又は重過失がない限り」とあるが、具体的な例を示していただきたい。
3	P17 4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(3)株主総会の運営に際しての法的・実務的論点① 本人確認	脚注欄15に「バーチャル出席されてしまう懸念もありうるため、そういった場合の対応をあらかじめ定めておくといった対応も考えられる」とあるが、具体的な例を示していただきたい。
4	P18 4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(3)株主総会の運営に際しての法的・実務的論点② 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係	議決権を事前に行使した株主に対し、「当日の採決のタイミングで新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄する」としているが、会社の規模(株主数)や議案の内容(賛否が拮抗している場合)等も区々である中、瞬時に議決権行使状況を把握し、結果を確認することがシステムとして可能なのか確認が必要となる。瞬時に確認することが難しい場合、バーチャル出席株主の議決権行使時限をリアル株主総会出席株主よりも先に締め切ることは問題ないという理解でよいのか。
5	P21 4. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(3)株主総会の運営に際しての法的・実務的論点③ 株主からの質問・動議の取扱い	バーチャル出席株主の質問の概要を後日公開することが考えられると記載されているが、株主への積極的な情報提供の観点から、質問の概要に加えてその回答をwebに掲載するという対応も考えられる。そうした場合、リアル株主総会における質問希望者との間で不公平が生じるようにも思われるが(リアル株主総会参加者は挙手をして質問できない可能性があり、なおかつwebでも回答されないため。)、バーチャル株主総会特有の取扱いとして問題ないという理解でよいのか。

以上